



- (2) リモートサービス及びリモートアプリケーションサポート  
月曜日から金曜日まで:8時00分～20時00分  
土曜日:8時00分～18時00分  
但し、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

## VI. 費用の負担

- (1) 本契約には、以下の(2)及び(3)に記載のものを除き、定期保守点検に伴う作業費、技術変更費、随時緊急保守点検作業費、交換部品費、リモートサービスに伴う通信費及び諸経費を含むものとする。
- (2) 次の費用は、別途発注者が負担する。
- ア) 消耗品費及びその交換費用。
  - イ) 対象装置①に係る年間2枚を超えるFPDの交換部品費。
  - ウ) 対象装置①に係る定価30万円を超える交換部品費。
  - エ) 対象装置①に係る受注者の規定する修理時間外対応費。
  - オ) 対象装置②～④に係るすべての交換部品費、随時緊急保守点検作業費、受注者の規定する修理時間外対応費及び諸経費。
  - カ) この請負に含まれていない機器等の保守経費。
  - キ) この契約の締結日(契約更新の有無に係わらず、対象装置に関する最初の保守締結日)より後に、発注者が受注者より新たに購入した追加付属品(ハードウェア及びソフトウェア)に係る保守経費。
- (3) 発注者と受注者との間で協議の上、次のいずれかに該当すると認めた場合は、受注者が行った保守点検業務費用はこの契約に含まれず、発注者が別途受注者に支払うものとする。
- ア) 使用者の誤操作、取り扱いの不注意による場合又は取扱説明書などに記載されている操作方法及び注意事項などを遵守しなかったことによる故障の場合。
  - イ) 受注者指定以外の第三者によって対象製品の据付、移設、保守、修理又は改造(受注者指定以外のソフトウェアのインストールを含む。)が行われた場合。
  - ウ) 故障が保守点検業務対象装置以外の物品又はソフトウェアに起因する場合。
  - エ) 火災、地震、風水害又は落雷などの不可抗力による故障の場合。
  - オ) 保守点検業務対象装置が他の装置とネットワークで接続されている場合の装置間コミュニケーションに関するトラブルで、装置に何ら原因が認められない場合。
  - カ) 故障が受注者指定以外の部品、消耗品、付属機器又はソフトウェアの使用に起因する場合。
  - キ) 取扱説明書に記載されている電源及び設置環境等の製品使用条件を逸脱した状態で使用された場合、適切な製品使用条件を維持するために必要な措置に関する取扱説明書の規定及び受注者のガイドラインその他の助言を遵守しなかったことによる故障の場合。
  - ク) コンピュータウイルス又はハッカーによって、ソフトウェア又はハードウェアに損傷が生じた場合若しくはコンピュータウイルス又はハッカーによる被害防止のための受注者のガイドラインその他の助言を遵守しなかったことによる故障の場合。
  - ケ) 定期交換部品又は消耗品等の交換の必要性が生じ、その旨を受注者が発注者に通知したにも係わらず発注者がこれを速やかに受け入れず、当該部品の不良が原因となり装置が故障した場合。
  - コ) 保守点検業務対象装置の仕様又は設置条件などの変更(ネットワークを通じて接続されている他の装置の変更によるものを含む。)に伴い新たに必要となった作業の場合。
  - サ) オーバーホールの場合。

## VII. 交換部品の所有権

修理等により交換された故障部品の所有権は、受注者に帰属する。

## VIII. 作業環境

発注者は、受注者がこの契約の目的に従って保守点検業務を遂行できるようにするため、受注者に対し次の条件を常に保障するものとする。

- (1) 受注者のエンジニアが、装置の設置場所に立ち入り、制約なく作業が実施できるようにすること。
- (2) 定期点検など契約作業について、あらかじめ発注者受注者間でその予定を定めた場合、その時間帯に装置が使用されていないこと。
- (3) 通常の保守作業に必要な光熱水料等を発注者の負担において提供すること。
- (4) 保守作業中に発注者の確認が必要な場合、速やかに受注者の要請に応じること。

## IX. 報告義務

- (1) 受注者は、保守点検を実施した場合には別冊の「定期保守点検項目表」を作成し、本院放射線部の確認を受けたのちに本院管理課用度第二係に提出するものとする。
- (2) 定期保守点検項目表には保守点検の内容並びに交換部品の名称及び数量、また修理した場合

はその詳細及び保守点検以外に処理しなければならない事項等を記入するものとする。

#### X. 免責事項

- (1) 装置又はその使用に起因する発注者若しくは第三者の損害(間接損害及び逸失利益を含む。)については、製造物責任法に基づく賠償責任の場合を除き受注者は一切の責を負わない。
- (2) データの保全措置を講じる責任は発注者が負うものとし、装置のデータ記憶装置、その他の記憶媒体等に存在するデータ、プログラム及び設定条件等の損傷又は滅失については、製造物責任法に基づく損害賠償責任の場合を除き受注者は一切の責を負わない。
- (3) 天災地変又は交通事情等の不可抗力により受注者が保守業務を実施できなかったことによる損害については、受注者はその責を負わない。

#### XI. 守秘義務

- (1) 発注者及び受注者は、この契約に基づき知り得た相手方の技術上、医療上又は経営上の秘密(以下「秘密情報」という。)並びに相手方及び相手方の顧客についての一切の情報(以下「個人情報」という。)を秘密として保持し、相手方の事前承諾なしに第三者に一切開示及び遺漏をせず、この契約履行の目的以外に使用してはならない。ただし、開示時点に公になった情報は秘密情報から除くものとする。
- (2) 発注者は、受注者が納入したソフトウェア、取扱説明書及びその他の資料に関する受注者の権利を尊重し、受注者の事前承諾なくその複製、他の機器への使用又は公表等通常の使用以外の目的に使用してはならない。
- (3) 発注者及び受注者は、相手方から開示された秘密情報又は個人情報について、相手方から要求があった場合又はこの契約が終了した場合には、直ちに相手方に返却するものとする。

## 構 成 内 訳

項	品 名	数 量
①	デジタルブッキー撮影装置 Digital Diagnost TH/VM 蘭国フィリップス社製	3式
(1)	X線高電圧発生装置 OPTIMUS RAD	3式
(2)	臥位撮影装置 Digital Diagnost TH	3式
(3)	立臥位撮影装置 Digital Diagnost VM	3式
(4)	天井走行式X線管支持装置 Bucky Diagnost CS2/4	3式
(5)	X線管 SRO 25 50/ROT 350	3式
(6)	デジタル画像処理ワークステーション DiDi Workstation	3式
(7)	フラットパネル Pixium4600	6枚
②	移動型外科用X線テレビ装置 BV Libra 蘭国フィリップス社製	1式
(1)	可動型Cアームスタンド	1台
(2)	可動型モニタースタンド	1台
(3)	9inchイメージインテンシファイアチューブ	1台
(4)	タンクユニット(HT Converter TANK)	1台
(5)	18inch LCD モニターテレビ	2台
(6)	Medical DVD Recorder	1台
③	移動型外科用X線テレビ装置 BV Endura 9 蘭国フィリップス社製	1式
(1)	可動型Cアームスタンド	1台
(2)	可動型モニタースタンド	1台
(3)	9inchイメージインテンシファイアチューブ	1台
(4)	タンクユニット(HT Converter TANK)	1台
(5)	18inch LCD モニターテレビ	2台
(6)	Medical DVD Recorder	1台
④	フルデジタルモバイルCアームシステム Veradius Unity 蘭国フィリップス社製	1式
(1)	可動型Cアームスタンド	1台
(2)	可動型モニタースタンド	1台
(3)	モニター	2台